証券コード：2804

第93回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時	**2018年６月27日(水曜日) 午前10時** 受付開始午前９時
開催場所	**鉄鋼会館　８階　801号室** 東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
議　　案	**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 **第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件 **第４号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

ブルドックソース株式会社

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。ここに第93回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

昨年４月に社長に就任以来、企業目的を達成するため様々な施策に着手してまいりました。昨年からスタートいたしました中期経営計画においては「主力事業であるソース事業の拡充」と「事業領域の拡大」を重要課題として掲げ、そのための施策として１．商品開発力の強化、２．働き方改革の推進、３．館林工場における生産設備の増強、を実践してまいりました。

具体的には、館林工場に約28億円を投じ新生産設備の整備を行ってまいりましたが、予定通り2018年1月に竣工し、新容量・新機能を備えた商品の生産が可能となりました。これにより、「忙しい毎日をおいしくします」をテーマに、新しいブランド「＆ Bull-Dog」を立ち上げ、ドレッシング・たれの領域まで事業領域を広げ、健康・新鮮・爽やかをイメージできる新商品８品を市場に投入してまいりました。

働き方改革においては、業務改革を推進し業務全般にわたる生産性の向上を図るとともに、女性社員の積極登用（管理職に占める女性の比率が従前の5.6％から14.3％と大幅に向上）や非正規社員の正社員登用、働き方に関する諸制度の導入や諸規程の改定を行うことにより、働きがいのある組織作りに努めてまいりました。

また、「食の幸せのとなりに」という企業スローガンのもと、若い社員を中心に長期ビジョンを策定し、将来のわが社の在りたい姿を描きました。このビジョンはソース文化を世界に広めることによりブルドックソースグループをグローバル企業として世界でのプレゼンスを高めることを目指すこととしており、そのための新たな一歩を踏み出す決意を社員全員と共有いたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

企業目的

「自然の恵みのおいしさで、食の幸せを世界に広げる　ブルドックソースグループ」

代表取締役 社長執行役員

石垣 幸俊

ブルドックソースに
新しいブランド登場！

新しいブルドック、はじまる。

目　次

第93回定時株主総会招集ご通知 …… 3

株主総会参考書類…… 5

事業報告……13

連結計算書類……34

計算書類……43

監査報告……51

株 主 各 位

証券コード2804
2018年６月６日

東京都中央区日本橋兜町11番５号
ブルドックソース株式会社
代表取締役
社長執行役員　石 垣 幸 俊

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る６月26日（火曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**2018年６月27日（水曜日）午前10時**

２．場　　所　**東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号**
鉄鋼会館　８階　801号室
（末尾のご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第93期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第93期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◆株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.bulldog.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

開催日時 2018年6月27日（水）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2018年6月26日（火）午後5時10分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）

議決権行使書のご記入方法

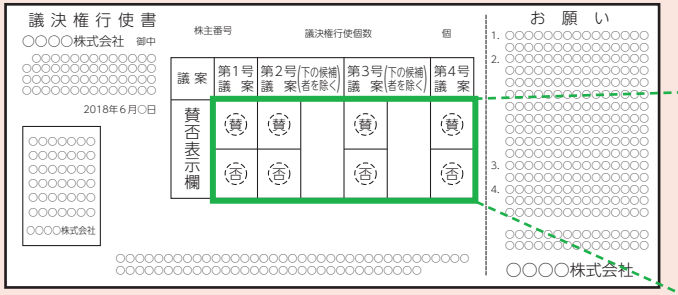

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

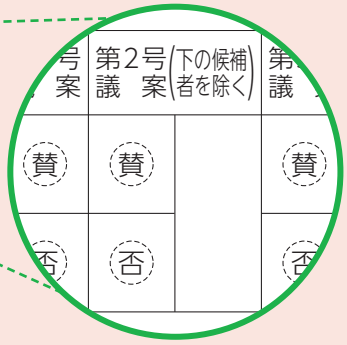

第２号議案、第３号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財務状況に加えて、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保に配慮しつつ、かつ、継続的、安定的な配当を維持するという基本方針から、株主の皆様に対する適切な利益還元に努めるべく総合的に判断した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 20円 配当総額　135,931,480円 これにより、2017年12月にお支払いしております中間配当金（1株につき金15円）と合わせた年間配当金は、1株につき金35円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年６月28日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）５名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の戦略的意思決定の迅速化、客観的な経営監督機能の実効性向上、委任型執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を目的に、取締役会の構成員数を減員し、新たに取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者に関して、当社における取締役の選任方針に従い、適正な手続きを履践して選定されているため、特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の地位及び担当等
1	再任	石垣幸俊（いしがき ひさとし）	代表取締役 社長執行役員 イカリソース株式会社　代表取締役社長
2	再任	三國恵藏（みくに けいぞう）	代表取締役 副社長執行役員 生産担当兼原料調達部担当兼品質管理部担当
3	再任	佐藤貢一（さとう こういち）	取締役 常務執行役員 総務人事部担当兼経理財務部担当兼経営企画室長

候補者番号 1

再　任

石垣　幸俊（いしがき　ひさとし）

（1954年7月4日生：63歳）　**所有する当社株式の数**……12,700株

略歴、当社における地位及び担当

1978年10月	当社入社
2000年 4 月	当社マーケティング室長
2000年 6 月	当社取締役マーケティング室長
2001年 4 月	当社取締役経営企画室長
2005年 9 月	当社取締役
2008年 6 月	当社常務取締役
2011年 6 月	当社専務取締役
2017年 4 月	当社代表取締役社長
2018年 4 月	**当社代表取締役社長執行役員 現在に至る**

重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

石垣幸俊氏は、2005年から当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカリソース株式会社の代表取締役社長を務めており、また、2017年4月からは当社代表取締役社長としてグループ全体を統括し、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

再　任

三國　惠藏（みくに　けいぞう）

（1950年5月4日生：68歳）　**所有する当社株式の数**……13,200株

略歴、当社における地位及び担当

1974年 4 月	当社入社
1998年 4 月	当社研究所長
2000年 6 月	当社取締役研究所長
2007年 6 月	当社常務取締役商品開発センター長兼商品開発部長兼研究所長
2011年 6 月	当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼研究開発部担当兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
2016年 4 月	当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼経営企画室長兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
2017年 4 月	当社代表取締役副社長生産担当兼物流管理部担当兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
2018年 4 月	**当社代表取締役副社長執行役員 生産担当兼原料調達部担当兼 品質管理部担当 現在に至る**

取締役候補者とした理由

三國惠藏氏は、研究開発部門や生産部門、そして原料調達部門の要職を歴任し、卓越した専門知識、豊富な業務経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	3

再　任

佐藤　貢一（さとう　こういち）

（1955年11月27日生：62歳）　**所有する当社株式の数……**　9,400株

略歴、当社における地位及び担当

1979年４月	当社入社
2000年４月	当社マーケティング室経営企画部長
2001年４月	当社商品開発部長
2003年４月	当社総務部長
2006年７月	当社執行役員総務部長
2007年６月	当社取締役経営企画室長
2011年６月	当社常務取締役経理財務部担当兼経営企画室長
2016年４月	当社常務取締役経理財務部担当兼総務人事部長
2017年４月	当社常務取締役経理財務部担当兼経営企画室長
2018年４月	**当社取締役常務執行役員総務人事部担当兼経理財務部担当兼経営企画室長現在に至る**

重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

佐藤貢一氏は、商品開発部門や総務人事部門、そして経営企画部門の要職を歴任し、経営方針や事業計画及び経営戦略の策定等にリーダーシップを発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の地位及び担当等
1	再任　社外　独立	小島一夫（こじまかずお）	取締役監査等委員
2	再任　社外　独立	石川博康（いしかわひろやす）	取締役監査等委員
3	再任　社外　独立	永島恵津子（ながしまえつこ）	取締役監査等委員

候補者番号 1

再　任

小島　一夫（こじま　かずお）（1948年2月6日生：70歳）　所有する当社株式の数……　2,400株

略歴、当社における地位及び担当

1971年４月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1991年５月	同行資金証券営業部次長
1999年９月	富士証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）出向 同社常務執行役員
2001年７月	昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会社）執行役員企画部長
2005年３月	同社取締役常務執行役・CFO
2006年３月	同社取締役専務執行役・CFO
2011年６月	当社社外監査役
2015年１月	**株式会社東横イン顧問（現在）**
2016年６月	**当社社外取締役［監査等委員］現在に至る**

重要な兼職の状況

株式会社東横イン 顧問

社外取締役候補者とした理由

小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績とCFO（最高財務責任者）として培ってきた経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、2016年６月から監査等委員である取締役として、これまでに培ってきた経験を生かし、経営に関する助言・提言を積極的に行っております。このような実績を踏まえ、引き続き監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

再　任

石川　博康（いしかわ　ひろやす）（1959年6月22日生：59歳）　所有する当社株式の数……　4,400株

略歴、当社における地位及び担当

1984年12月	裁判所入所
1992年４月	弁護士登録
2000年１月	石川総合法律事務所開設
2006年５月	**株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役（現在）**
2007年４月	**アーク法律事務所開設代表弁護士（現在）**
2007年６月	当社社外監査役
2015年６月	当社社外取締役
2016年６月	**当社社外取締役［監査等委員］現在に至る**

重要な兼職の状況

アーク法律事務所 代表弁護士
株式会社トレジャー・ファクトリー 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

石川博康氏は、弁護士として企業法務に関する専門的見識と経験を有しております。同氏は、2016年６月から監査等委員である取締役として、弁護士としての高い専門性から、経営に関する助言・提言を積極的に行っております。このような実績を踏まえ、直接業務を執行する立場で会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	3

再　任

永島　恵津子（ながしま　えつこ）（1954年8月23日生：63歳）　所有する当社株式の数……　2,000株

略歴、当社における地位及び担当

1978年10月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1980年７月	公認会計士附柴会計事務所入所
1982年８月	公認会計士登録
1988年６月	公認会計士永島会計事務所開設
2008年４月	**監査法人ベリタス代表社員（現在）**
2015年６月	当社社外監査役
2016年６月	**当社社外取締役［監査等委員］現在に至る**

重要な兼職の状況

監査法人ベリタス 代表社員公認会計士

社外取締役候補者とした理由

永島恵津子氏は、公認会計士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、2016年６月から監査等委員である取締役として、公認会計士としての知見を生かし、経営に関する助言・提言を積極的に行っております。このような実績を踏まえ、直接業務を執行する立場で会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小島一夫氏、石川博康氏及び永島恵津子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小島一夫氏は、現在、当社の社外取締役［監査等委員］であり、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
4. 石川博康氏は、現在、当社の社外取締役［監査等委員］であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
5. 永島恵津子氏は、現在、当社の社外取締役［監査等委員］であり、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
6. 当社は、小島一夫氏、石川博康氏及び永島恵津子氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、３氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 小島一夫氏、石川博康氏及び永島恵津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員でありますが、３氏が監査等委員である社外取締役に再任された後も、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本総会開始の時をもって、2017年６月28日開催の第92回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役大野新二氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宮本克己（みやもとかつみ） （1954年10月18日生：63歳）	1973年４月　国税庁入庁 2008年７月　絞別税務署長 2014年７月　京橋税務署長 2015年８月　税理士登録 **宮本克己税理士事務所開設** **現在に至る**	一株

（注）1. 宮本克己氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮本克己氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 宮本克己氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、これらの専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に充分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 宮本克己氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事業報告（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、全体としては緩やかな景気回復が持続しました。今後の経済環境については、個人消費が底堅さを維持する見込みではあるものの、米国の通商政策の先行き不透明感、円高進行、原油価格や人件費の上昇に伴うコストの増加懸念などを背景に、実質賃金の減少によって個人消費が低迷する懸念もあることから、依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の下、当社グループは安全・安心・信頼できる企業として「幸福感を味わえる商品の提供」を経営理念に掲げ、「主力事業であるソース事業の拡充」と「事業領域の拡大」に向けた新たな一歩を踏み出すため、新ブランド「& Bull-Dog」を立ち上げました。１月にはブルドックソースグループの新ブランドプレス発表会を実施し、２月にこれら新ブランドを含めた新商品を発売いたしました。

家庭用商品につきましては、ブルドックソースでは使いやすさと健康感を追求した新容器を使用した新商品として「ブルドック ウスターソース200ml」「同 中濃ソース200ml」「同 とんかつソース200ml」「有機野菜使用のソース200ml」「有機野菜使用 塩分･糖類･カロリー50%カット ウスターソース200ml」「同 中濃ソース200ml」の６商品と合わせ、フライを新感覚で食べるソースとして「芳醇 スパイシークミンソース200ml」「コク深 果実とみそのソース200ml」の合計８商品を発売いたしました。

また、新ブランド「& Bull-Dog」より、ドレッシングsauceシリーズから「３種の赤野菜」「りんごとシナモン」「玉ねぎと野菜酢」の３商品、ノンオイルドレッシングsauceシリーズから「ゆずと青唐辛子」「滋養スパイス」の２商品、かけるたれシリーズから「３種のねぎと塩」「しょうが」「ごまとにんにく」の３商品を発売いたしました。

イカリソースにおいては、健康志向のドレッシングとして「チアシードと淡路たまねぎのドレッシング140」「豆乳とパルメザンチーズのドレッシング140」「しょうゆもろみと麦みそのドレッシング140」の３商品、「食事に手軽に美味しく」という新提案の酢ベースのソースとして「かけた酢ちょい

た酢 ウスター黒酢ソース180」「同 りんごビネガーソース180」の２商品を新たに発売いたしました。また、野菜のドレスシリーズに新しく「すりおろし洋風オニオン200」「黒酢と香味野菜200」「梅しそ200」が加わり、リニューアル商品と合わせて11種類の品揃えとなりました。

業務用商品につきましては、ブルドックソースでは、業務用プライベートブランド商品を中心にユーザーに対する新規メニューの提案や新規顧客開拓を積極的に行いました。イカリソースでは、２月に「イカリ ウスターソースハンディ1.8」「同 とんかつソースハンディ1.8」「同 ウスターソース20L」をリニューアル新発売するとともに、引き続き「地元関西の味」をベースにしたメニュー提案を行うことで、新規の顧客の開拓と認知度の拡大に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は167億９千１百万円（前連結会計年度比0.2％増）となりました。

利益面につきましては、館林工場における設備投資による減価償却費の増加及び販売促進費の増加等により、営業利益は７億２千４百万円（前連結会計年度比24.5％減）となりましたが、経常利益は投資有価証券売却益等により12億５千４百万円（前連結会計年度比4.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は８億８千３百万円（前連結会計年度比9.2％増）となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は32億６千２百万円となりました。

主なものとしては、当社館林工場における新ライン製造設備、及び当社鳩ヶ谷工場、イカリソース西宮工場におけるソース製造設備に係わるものです。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、運転資金として、２億円を金融機関から調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境やお客様のライフスタイルは、以前にも増して早いスピードで変化しております。そのような中、当社グループは2017年度からスタートしております中期（３カ年）経営計画において、「自然の力とおいしさで、食の幸せと健康をサポートする企業」を中期的な企業コンセプトとし、「主力事業であるソース事業の拡充」及び「事業領域の拡大」という課題に取り組むため、グループとして新たな一歩を踏み出しました。その実現のために館林工場における生産設備の増強を行うとともに、新ブランド「＆ Bull-Dog」を立ち上げ、ソースにとどまらないブランド展開を行うことにより、事業領域をたれ・ドレッシングに広げてまいります。

2018年度は、重要課題として、働き方改革の推進・グループ生産体制の再構築・更なるグループシナジーの追求を掲げ、全社を挙げて様々な施策に取り組んでおります。

これからもお客様の長年のご愛顧にお応えできるよう、いつの時代にも変化に対応した新しい価値を提供できる体制を整え、次の一歩である経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　分		第90期 (2014年４月から2015年３月まで)	第91期 (2015年４月から2016年３月まで)	第92期 (2016年４月から2017年３月まで)	第93期 (当連結会計年度) (2017年４月から2018年３月まで)
売上高	(百万円)	16,455	16,666	16,760	16,791
経常利益	(百万円)	1,089	1,101	1,199	1,254
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	662	728	808	883
１株当たり当期純利益	(円)	96.93	106.59	118.71	131.03
総資産	(百万円)	23,703	23,671	25,723	27,495
純資産	(百万円)	17,585	17,886	19,332	20,272
１株当たり純資産額	(円)	2,573.47	2,617.60	2,868.19	3,023.00

(注) 1. 2016年10月１日付で普通株式10株について１株の割合で株式併合を実施しており、第90期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、第92期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額の算定上、その計算において控除する自己株式に「役員BIP信託」が保有する当社株式を含めております。
3. １株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、１株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	出資比率（%）	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000	100.0	ソース類の製造販売
株式会社Bullフーズ	30,000	100.0	ソース類の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2018年３月31日現在)

ソース類の製造及び販売

(8) 主要な事業所及び工場 (2018年３月31日現在)

① 当社の事業所及び工場

本　店　東京都中央区

支店等	業務用販売部	(東京都中央区)	首都圏販売部	(東京都中央区)
	関東支店	(栃木県宇都宮市)	札幌支店	(北海道札幌市)
	仙台支店	(宮城県仙台市)	名古屋支店	(愛知県名古屋市)
	大阪支店	(大阪府大阪市)	福岡支店	(福岡県福岡市)
工　場	鳩ヶ谷工場	(埼玉県川口市)	館林工場	(群馬県館林市)

② 主要な子会社の事業所及び工場

イカリソース株式会社

本　店　兵庫県西宮市（本社事務所 大阪府大阪市）

工　場　西宮工場（兵庫県西宮市）

株式会社Bullフーズ

本　店　東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2018年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
ソース類製造販売事業	226	19（増）
全社（共通）	61	2（増）
合　　計	287	21（増）

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
205名	18名増	41.7才	17.2年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

（10）主要な借入先及び借入額（2018年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	166,690
日本生命保険相互会社	100,000
第一生命保険株式会社	100,000
株式会社三井住友銀行	200,000

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2018年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　20,000,000株

（2）発行済株式総数　6,977,440株（自己株式180,866株を含む。）

（3）株主数　6,510名

（4）大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ブルドック持株会	310	4.57
興和株式会社	240	3.53
佐藤食品工業株式会社	233	3.44
日本生命保険相互会社	220	3.25
凸版印刷株式会社	213	3.14
養命酒製造株式会社	186	2.74
株式会社福岡銀行	186	2.74
第一生命保険株式会社	173	2.56
日新製糖株式会社	146	2.16
株式会社愛知銀行	130	1.92

（注）1. 当社は、自己株式を180,866株保有しておりますが、上記の大株主からは、除外しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（180,866株）を控除して計算しており、小数第３位以下を四捨五入して表示しております。
4. 当社は、第92期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っておりますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除しておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2018年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石　垣　幸　俊	イカリソース㈱代表取締役社長
代表取締役副社長	三　國　惠　藏	生産担当兼物流管理部担当兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
常務取締役	佐　藤　貢　一	経理財務部担当兼経営企画室長 イカリソース㈱取締役
常務取締役	山　本　精一郎	研究開発部担当兼マーケティング部長兼業務用販売部長
取締役	坂　本　良　雄	営業担当
取締役 (監査等委員)	小　島　一　夫	㈱東横イン 顧問
取締役 (監査等委員)	石　川　博　康	アーク法律事務所 代表弁護士 ㈱トレジャー・ファクトリー　社外監査役
取締役 (監査等委員)	永　島　惠津子	監査法人ベリタス 代表社員公認会計士

(注) 1. 取締役［監査等委員］小島一夫氏、石川博康氏及び永島惠津子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役［監査等委員］小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO（最高財務責任者）として培ってきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役［監査等委員］永島惠津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 取締役［監査等委員］小島一夫氏、石川博康氏及び永島惠津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役会長の池田章子は、2017年8月12日逝去により取締役を退任いたしました。なお、当該取締役の地位は退任時の地位であります。また、当該取締役の重要な兼職としてイカリソース㈱代表取締役会長がありました。

なお、当社では、2018年4月1日付で、経営陣による業務執行機能の強化を図るため委任契約型の新執行役員制度を導入し、次のとおり取締役及び執行役員の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況（異動後）
代表取締役 社長執行役員	石　垣　幸　俊	イカリソース㈱代表取締役社長
代表取締役 副社長執行役員	三　國　惠　藏	生産担当兼原料調達部担当兼品質管理部担当
取締役 常務執行役員	佐　藤　貢　一	総務人事部担当兼経理財務部担当兼経営企画室長 イカリソース㈱取締役
取締役 常務執行役員	山　本　精一郎	研究開発部担当兼マーケティング部長
取締役 執行役員	坂　本　良　雄	営業統括兼物流部担当 イカリソース㈱上席執行役員営業統括
執行役員	河　端　一　郎	鳩ヶ谷工場長
執行役員	武　市　雅　之	首都圏販売部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（千円）
取締役（監査等委員を除く）	6	139,266
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	11,040 (11,040)
計 （うち社外取締役）	9 (3)	150,306 (11,040)

(注) 1. 2016年６月28日開催の第91回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本注記において同様とします。）の報酬限度額（年額）は、３億円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。なお、社外取締役３名で構成される監査等委員会は、取締役会において決定された各取締役の報酬が、取締役の報酬の決定方針に基づいている

か等の観点から検討を行い、報酬決定に係る手続きは適正であり、決定された報酬額も妥当であると判断しております。

2. 2016年６月28日開催の第91回定時株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬限度額（年額）は、５千万円以内であります。
3. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）8,935千円を支給しております。なお、2008年6月25日開催の第83回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、当事業年度中に退任した取締役１名に対して127,600千円を、また、役員報酬BIP信託株式交付規程に基づき7,070千円を支給しております。
4. 上記の他、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）５名に対して、業績連動型報酬として、株式給付規程に基づき役員株式給付引当金繰入額12,524千円を計上しております。この業績連動型報酬制度については、2016年６月28日開催の第91回定時株主総会において、上記(注)１．に記載の報酬とは別枠で決議をいただいております。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役８名（うち社外取締役３名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2017年８月12日逝去により取締役を退任した取締役会長池田章子を含んでいるためであります。

(4) 社外役員等に関する事項 (2018年３月31日現在)

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	小　島　一　夫	㈱東横イン顧問
社外取締役	石　川　博　康	アーク法律事務所代表弁護士 ㈱トレジャー・ファクトリー社外監査役
社外取締役	永　島　惠津子	監査法人ベリタス代表社員公認会計士

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	小　島　一　夫	当事業年度開催の取締役会14回中13回、また、監査等委員会14回中13回出席し、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO(最高財務責任者)として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において有用な指摘・提言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	石　川　博　康	当事業年度開催の取締役会14回中14回、また、監査等委員会14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永　島　惠津子	当事業年度開催の取締役会14回中14回、また、監査等委員会14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 監査等委員会は、会計監査人から提出された当事業年度の会計監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性等を検証し、報酬等の額の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項及び第３項の同意をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反し、若しくは抵触した場合、当該会計監査人に公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、又は再任しない方針です。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針を、以下のとおり制定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた取締役会規則をはじめとする取締役又は取締役会に係る諸規程、業務運営ルール及び関係会社管理規程に従い、取締役の職務を執行し、以て当社及び当社グループのコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、業務執行上、法令定款に違反するような事実を発見した場合には、遅滞なく代表取締役に対して報告するとともに、直近に開催される取締役会又は経営会議においてこれを報告する。またこの場合には、当該取締役は、速やかにこれを監査等委員会に対して報告する。

当社及び当社グループは、社会の一員として市民社会や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引等一切の関係を遮断するとともに、外部の専門家と緊密な連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及びその指揮･監督の下で当社の業務執行を行う執行役員及び使用人による職務執行に関する情報について、文書管理規程及び情報管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記載又は記録して作成し、これらの記録を取締役会及び監査等委員会が定めた役員に関する諸規程に従い、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの危機管理のための総合的な施策及び体制の維持及び改善を目的とした危機管理規程に従いリスク管理を統括する責任者を任命し、危機管理委員会を設置すること等により、リスクの現実化を未然に防止すべく、全社的な体制で対応する。

リスク管理を統括する責任者及び危機管理委員会は、危機管理のための総合的な施策並びに体制の維持、及び改善の検討を行って、想定されるリスクの現実化を防止する。

上記防止措置にもかかわらず、想定されていたリスク又は想定されていなかったリスクが現実化した場合には、危機管理規程に基づき臨時に設置される社長執行役員を本部長とする緊急対策本部が危機管理体制を統括し、緊急対策本部員を指揮・監督して現実化したリスクの危機管理を迅速且つ適切に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会を原則として月１回開催し、意思決定のスピード化に対応するため、業務執行に関する基本事項を審議するほか、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入している。また業務執行上の重要事項の報告、及び経営に関する事項を協議する経営会議を原則として毎週１回以上開催して業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

また、取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を立案及び策定することにより、全社的に共有化される目標を設定し、それらの進捗状況について、取締役会で定期的にレビューを行い、効率的な業務運営を推進する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、組織規定により業務分掌、職務権限等を明確に区分して規定するとともに、行動規範及び業務運営ルールの制定並びにコンプライアンスに関する研修等によって、執行役員及び使用人に対して当社のコンプライアンスに関する周知徹底を行い、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを推進する。

また、内部監査規程に基づき、社長執行役員直轄の監査室が、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員会に報告する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等との情報交換その他の連携体制を強化するとともに、子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行について報告させる。また、同規程に基づき当社経営企画室が当社グループを統括し、当社監

査等委員会及び監査室による内部監査を通じたモニタリングを行うことによって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行についてコンプライアンスの確立及びリスクの適切な管理、対応等を推進する。

当社グループは、業務に係るリスクを洗い出し、グループ全体で危機発生時の対応に関する規程その他を整備する。

また、当社グループは、経営環境の変化に機動的に対応するための重要課題を抽出し、グループ各社の効率的な業務の執行に努める。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の求めに応じて配置する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、その報酬、人事異動、並びに職務権限等についての決定は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との間で協議する。

また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指示に従い職務に当たる。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役から会社の業務執行に関する重要事項（内部監査の実施状況を含む。）について、適時に報告を受けられる体制をとり、稟議書その他の重要な資料を閲覧する。また、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人は、取締役、執行役員又は使用人の不正行為又は法令･定款違反行為、会社に損害を及ぼすおそれのある事項その他当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に対して報告する。監査等委員会が必要と判断したときは、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けな

いことを確保し、その旨を当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用を請求した場合、また、弁護士、公認会計士及び税理士等の外部の専門家を利用するための費用の支出を求める場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との間で定期的な意見交換のための会合を行うとともに、会計監査人とも定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

さらに、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査を担当する監査室並びに弁護士、公認会計士、及び税理士等の外部の専門家との間で連係を図り、より効率的且つ効果的な監査を行う体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針に係る運用状況の概要については、以下のとおりであります。

① 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営計画の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務適正性の観点から審議いたしました。

② 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等重要な社内会議への出席や稟議書等の閲覧、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

③ 監査等委員は、内部監査部門の監査結果を閲覧するほか、内部監査部門と面談のうえ情報交換を

実施し、監査の実効性を高めております。

④　財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

⑤　危機管理規程等に基づき、大規模自然災害や製品の欠陥のリスクに対する初動体制や連絡体制を整備し、より適切なリスク管理体制の構築に努めました。

⑥　内部通報制度等コンプライアンスに関する社内規程については、規程のポイントをまとめたリーフレットを作成し、規程理解度テストを実施する等コンプライアンス意識の向上を推進いたしました。

⑦　当社グループにおきましては、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、労務管理や生産体制に関する実地監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制の更なる向上を図っております。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株券等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがいまして、当社は、当社の株券等に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株券等の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社

の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記ⅰ.の企業価値向上への取組み、及び、下記ⅱ.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

ⅰ. 企業価値向上への取組み

当社は、明治35年（1902年）の創業から培ってきた信頼とブランド力を基盤として、家庭用ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカーNo.1のプレゼンスを確立することを目指し、経済的価値を伴うブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。また、昨今のデフレ経済下においても、生産工程の見直し等により生産効率を向上させるとともに、事業構造の改革をさらに進め、経営体質の強化及び基盤事業の収益力の向上を図っております。当社では、素材の良さを引き出す汎用性の高い万能調味料として2012年に発売した「うまソース」をはじめ、固定概念に捉われない新しい「Sauce」の開発を通じて、お客様の食の世界を広げ、ソースの新たな価値を創造していくことを目指しております。さらに、当社にとって拡大の余地が大きい業務用市場においては、家庭用市場で長年にわたり築いてきた豊富な経験とノウハウを結集し、業務用市場における多種多様なニーズにお応えできるよう、販売体制や生産体制の強化に努めております。

当社は、今後も引き続き、これらの取組みを通じて、ソース類の製造販売事業のプロフェッショナルとして、お客様にとって「安全・安心・信頼」の商品づくりに取組み、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ⅱ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、執行役員制度を導入し、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、2015年11月20日には、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードに対応した「コーポレート・ガバナンス方針」を策定・開示し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。さらに、当社は、2016年６月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会は３名の独立社外取締役で構成され、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実とより透明性の高い経営の確保に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年５月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方

針」といいます。）を導入することを決定いたしました。また、2016年６月28日開催の当社第91回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案については、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、2019年6月に開催予定の当社第94回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2016年５月13日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（URL：https://www.bulldog.co.jp/company/pdf/160513_05.pdf）をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要な期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、上

記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2) 事前開示・株主意思の原則、(3) 必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の各取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様の利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への安定的な配当の維持を両立させることを前提に、収益に応じた適切な配当を行ってまいります。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益（円単位）及び１株当たり純資産額（円単位）につきましては、小数第３位以下を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2018年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**8,253,410**
現金及び預金	2,676,900
受取手形及び売掛金	4,553,526
商品及び製品	482,579
原材料及び貯蔵品	105,106
仕掛品	17,437
繰延税金資産	171,851
未収消費税等	150,885
その他	95,123
固定資産	**19,242,192**
有形固定資産	**8,476,302**
建物及び構築物	3,013,442
機械装置及び運搬具	2,672,985
土地	2,711,335
その他	78,540
無形固定資産	**134,819**
投資その他の資産	**10,631,070**
投資有価証券	10,035,555
繰延税金資産	48,665
その他	581,635
貸倒引当金	△34,786
資産合計	**27,495,603**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,315,035**
支払手形及び買掛金	1,696,235
1年内返済予定の長期借入金	126,658
未払法人税等	176,593
未払費用	1,108,634
賞与引当金	194,899
その他	1,012,015
固定負債	**2,908,136**
長期借入金	440,032
繰延税金負債	1,444,622
退職給付に係る負債	878,994
役員株式給付引当金	25,856
長期未払金	37,400
その他	81,230
負債合計	**7,223,172**
純資産の部	
株主資本	**17,084,483**
資本金	1,044,378
資本剰余金	2,564,860
利益剰余金	14,128,442
自己株式	△653,196
その他の包括利益累計額	**3,187,947**
その他有価証券評価差額金	3,169,438
退職給付に係る調整累計額	18,508
純資産合計	**20,272,431**
負債及び純資産合計	**27,495,603**

連結損益計算書（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**16,791,350**
売上原価	**8,218,017**
売上総利益	**8,573,333**
販売費及び一般管理費	**7,849,006**
営業利益	**724,326**
営業外収益	**535,479**
受取利息	177
受取配当金	185,305
受取保険金	43,791
投資有価証券売却益	297,844
その他	8,360
営業外費用	**5,567**
支払利息	5,223
その他	343
経常利益	**1,254,238**
特別利益	**301**
固定資産売却益	301
特別損失	**29,415**
固定資産除却損	24,659
投資有価証券評価損	4,756
税金等調整前当期純利益	**1,225,124**
法人税、住民税及び事業税	352,598
法人税等調整額	△10,483
当期純利益	**883,008**
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	**883,008**

連結株主資本等変動計算書（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**1,044,378**	**2,564,860**	**13,484,636**	**△574,856**	**16,519,017**
当期変動額					
剰余金の配当			△239,202		△239,202
親会社株主に帰属する当期純利益			883,008		883,008
自己株式の取得				△85,410	△85,410
自己株式の処分				7,070	7,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	**—**	**—**	**643,806**	**△78,340**	**565,465**
当期末残高	**1,044,378**	**2,564,860**	**14,128,442**	**△653,196**	**17,084,483**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**2,818,808**	**△5,186**	**2,813,621**	**19,332,639**
当期変動額				
剰余金の配当			—	△239,202
親会社株主に帰属する当期純利益			—	883,008
自己株式の取得			—	△85,410
自己株式の処分			—	7,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	350,630	23,694	374,325	374,325
当期変動額合計	**350,630**	**23,694**	**374,325**	**939,791**
当期末残高	**3,169,438**	**18,508**	**3,187,947**	**20,272,431**

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 2社

会社の名称
イカリソース株式会社
株式会社Bullフーズ

（2）主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名
富留得客（北京）商貿有限公司
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法の適用会社

該当事項はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社の名称

上記の１（2）に記載した非連結子会社
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
商標権……定額法（10年）によっております。
ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。
本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において182,810千円、90千株であります。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,317,139千円

2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

支払手形 12,483千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 6,977,440株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	136,687(千円)	20円00銭	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年11月17日 取締役会	普通株式	102,514(千円)	15円00銭	2017年9月30日	2017年12月1日

(注) 1. 2017年6月28日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,880千円が含まれております。
2. 2017年11月17日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,390千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2018年６月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	135,931千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	20円00銭
④	基　準　日	2018年３月31日
⑤	効力発生日	2018年６月28日

（注）2018年６月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,810千円が含まれております。

Ⅳ．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にソース類の製造及び販売事業を行っており、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、長期的に必要な資金の調達を目的としたものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照してください。)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,676,900	2,676,900	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,553,526	4,553,526	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	8,933,175	8,933,175	—
資産計	16,163,602	16,163,602	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,696,235	1,696,235	—
(2) 長期借入金	566,690	563,280	△3,409
負債計	2,262,925	2,259,515	△3,409

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,102,380

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
（1）現金及び預金	2,676,900
（2）受取手形及び売掛金	4,553,526
（3）投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	7,230,427

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	126,658	140,032	160,000	60,000	60,000	20,000
合計	126,658	140,032	160,000	60,000	60,000	20,000

Ⅴ．賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,023円00銭
１株当たり当期純利益　　131円03銭

（注）　株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、92千株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、90千株であります。

Ⅶ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2018年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**6,335,869**
現金及び預金	2,146,159
受取手形	1,108
売掛金	3,266,832
商品及び製品	355,876
原材料及び貯蔵品	72,613
仕掛品	11,311
前払費用	36,710
繰延税金資産	89,808
短期貸付金	150,000
未収消費税等	150,885
その他	54,563
固定資産	**18,752,550**
有形固定資産	**7,014,572**
建物	2,440,011
構築物	446,445
機械及び装置	2,142,690
車両運搬具	106
工具、器具及び備品	68,745
土地	1,909,335
その他	7,237
無形固定資産	**134,607**
電話加入権	3,165
ソフトウエア	37,290
リース資産	94,151
投資その他の資産	**11,603,370**
投資有価証券	9,955,692
関係会社株式	30,000
従業員に対する長期貸付金	15,754
関係会社長期貸付金	1,120,000
長期前払費用	50,810
差入保証金	58,838
役員に対する保険積立金	404,701
その他	2,360
貸倒引当金	△34,786
資産合計	**25,088,420**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**2,953,921**
支払手形	259,057
買掛金	860,183
１年内返済予定の長期借入金	40,000
リース債務	37,092
未払金	795,853
未払費用	561,594
未払法人税等	172,489
賞与引当金	162,313
預り金	10,273
その他	55,064
固定負債	**2,673,041**
長期借入金	360,000
リース債務	72,120
繰延税金負債	1,436,454
退職給付引当金	734,552
役員株式給付引当金	25,856
長期未払金	37,400
長期預り保証金	5,332
その他	1,325
負債合計	**5,626,963**
純資産の部	
株主資本	**16,321,331**
資本金	**1,044,378**
資本剰余金	**2,564,860**
資本準備金	2,564,860
利益剰余金	**13,365,289**
利益準備金	261,094
その他利益剰余金	13,104,195
固定資産圧縮積立金	780,087
別途積立金	11,470,000
繰越利益剰余金	854,108
自己株式	**△653,196**
評価・換算差額等	**3,140,125**
その他有価証券評価差額金	3,140,125
純資産合計	**19,461,457**
負債及び純資産合計	**25,088,420**

損益計算書（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**11,486,910**
売上原価	**6,096,933**
売上総利益	**5,389,976**
販売費及び一般管理費	**4,785,696**
営業利益	**604,280**
営業外収益	**556,848**
受取利息	15,959
受取配当金	184,255
受取保険金	43,791
投資有価証券売却益	297,844
その他	14,996
営業外費用	**2,576**
支払利息	2,301
その他	275
経常利益	**1,158,552**
特別利益	**301**
固定資産売却益	301
特別損失	**12,748**
固定資産除却損	7,992
投資有価証券評価損	4,756
税引前当期純利益	**1,146,105**
法人税、住民税及び事業税	331,886
法人税等調整額	△16,321
当期純利益	**830,540**

株主資本等変動計算書 (2017年４月１日から2018年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**1,044,378**	**2,564,860**	**2,564,860**	**261,094**	**787,053**	**11,470,000**	**255,803**	**12,773,951**
当期変動額								
剰余金の配当							△239,202	△239,202
当期純利益							830,540	830,540
自己株式の取得								—
自己株式の処分								—
固定資産圧縮積立金取崩					△6,966		6,966	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	**—**	**—**	**—**	**—**	**△6,966**	**—**	**598,304**	**591,337**
当期末残高	**1,044,378**	**2,564,860**	**2,564,860**	**261,094**	**780,087**	**11,470,000**	**854,108**	**13,365,289**

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**△574,856**	**15,808,333**	**2,781,348**	**2,781,348**	**18,589,682**
当期変動額					
剰余金の配当		△239,202		—	△239,202
当期純利益		830,540		—	830,540
自己株式の取得	△85,410	△85,410		—	△85,410
自己株式の処分	7,070	7,070		—	7,070
固定資産圧縮積立金取崩		—		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	358,777	358,777	358,777
当期変動額合計	**△78,340**	**512,997**	**358,777**	**358,777**	**871,774**
当期末残高	**△653,196**	**16,321,331**	**3,140,125**	**3,140,125**	**19,461,457**

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
機械及び装置	10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

（3）役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（追加情報）

（役員報酬BIP信託に係る取引について）

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

（1）取引の概要

当社は、2016年６月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

（2）信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において182,810千円、90千株であります。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　12,026,755千円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

支払手形　12,483千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	162,025千円
短期金銭債務	47,567千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営　業　収　益	9,217千円
営　業　費　用	749,797千円
営業取引以外の取引高	24,351千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	237,073株	37,793株	3,500株	271,366株

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加37,793株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加37,700株、単元未満株式の買取り請求による増加93株によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,500株は、役員報酬ＢＩＰ信託の処分によるものです。

3. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が90,500株含まれております。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	12,785千円
賞与引当金	49,700
その他	27,322
繰延税金資産（流動）の合計	89,808千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	224,919千円
役員株式給付引当金	7,917
長期未払金	11,451
投資有価証券評価損	95,294
その他	75,261
小計	414,845千円
評価性引当金	△163,632千円
繰延税金資産（固定）合計	251,212千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△1,343,395千円
固定資産圧縮積立金	△344,271千円
繰延税金負債（固定）合計	△1,687,667千円
繰延税金負債（固定）の純額	△1,436,454千円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イカリソース株式会社	兵庫県西宮市	350,000	ソース類の製造販売	(所有)直接100.0	２名	資金の回収	資金の回収	150,000	短　期貸付金	150,000
										長　期貸付金	1,110,000
								利息の受取	16,345	未収利息	6,168

（注）1. 関連当事者との取引金額には消費税等を含んでおりません。

2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。
また担保の受入はありません。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　2,902円06銭
１株当たり当期純利益　　123円24銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
１株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、92千株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、90千株であります。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月９日

ブルドックソース株式会社
取締役会　御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野村　聡 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　橋爪　剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月９日

ブルドックソース株式会社
取締役会　御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野村　聡 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　橋爪　剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月10日

ブルドックソース株式会社　監査等委員会

監査等委員　**小　島　一　夫** ㊞
監査等委員　**石　川　博　康** ㊞
監査等委員　**永　島　恵津子** ㊞

(注) 監査等委員 小島一夫、監査等委員 石川博康、監査等委員 永島恵津子は、「会社法第２条第15号及び第331条第６項」に定める社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

鉄鋼会館　８階　801号室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号　電話03-3669-4856

交通

東京メトロ	東西線「茅場町駅」	12番出口徒歩５分
東京メトロ	日比谷線「茅場町駅」	２番出口徒歩５分
東京メトロ	日比谷線「八丁堀駅」	A５番出口徒歩５分
都　　営	浅草線「日本橋駅」	D１番出口徒歩10分
Ｊ　　Ｒ	「東京駅」	八重洲中央口徒歩15分

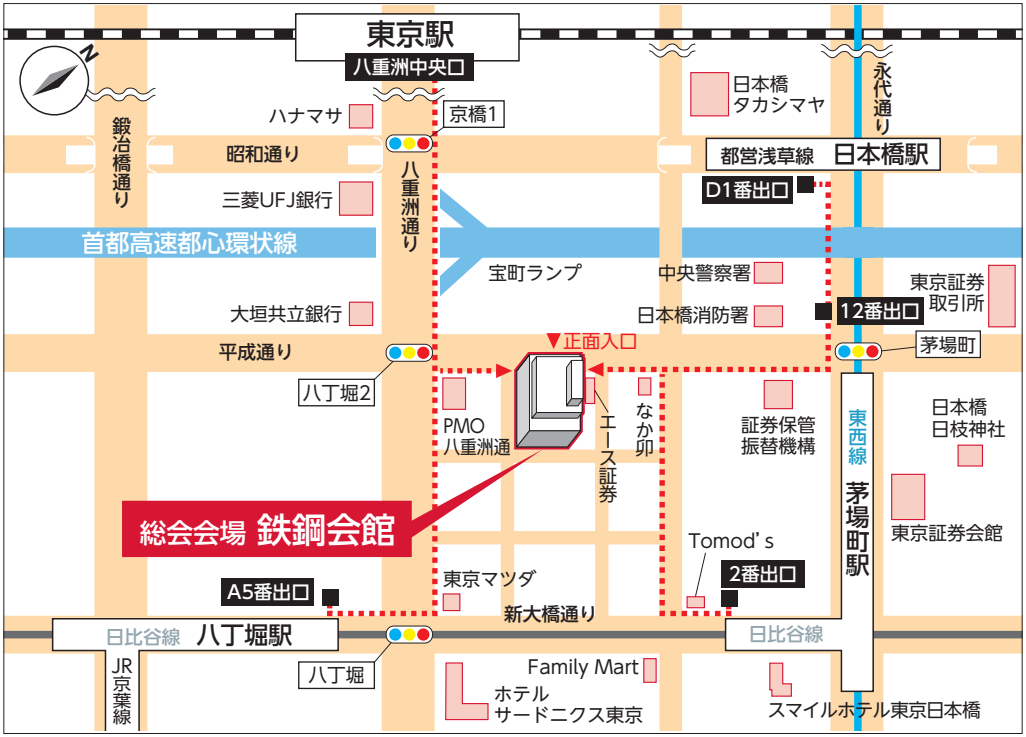

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お問い合せ先
ブルドックソース株式会社　総務人事部
電話　03−3668−6811

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。